

第4回市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会 議事要旨

日時：令和5年2月28日（火）10:00～11:40

場所：中央合同庁舎2号館共用会議室5（WEB併用）

■各委員からの意見

- ・「工事・業務の一時中止」は、中止をかけるだけでは済まず、工期の延長や繰越が必要。市町村により対応が異なる場合があるため、災害時には適切に制度を活用するように、国から周知する必要がある。
- ・資料2の5ページ、丸囲みの3つ目の査定書類準備・災害査定受検について、「発災から2～6ヶ月程度」とされているが、6ヶ月程度は査定準備にかかってよいと解釈されることから訂正すべき。
- ・平成28年度に実施した検討会の時も、「大規模災害時に、被害状況調査から成功認定まで一連の流れを民間事業者等が地方公共団体を支援する仕組みを整備すべき」ということが大きな柱であった。引き続き検討を進めるべき。
- ・ガイドラインの改訂やeラーニングによる研修教材の作成など、展開が拡大していて非常に良い取組。
- ・災害が発生する度にいろいろな知見が出てくるので、ガイドラインや研修資料は今後どれぐらいの頻度で改訂する予定か、あらかじめ共通認識を持っておいたほうが良い。
- ・対面研修とeラーニングをどう関連付けるのか、eラーニングを受講した人の情報やアクセス数をどう管理するのか等を整理して、実施した方が良い。
- ・対面研修は自治体間のネットワークが出来る等の良さがあるので、地域レベルで実施するには、対面とeラーニングを組み合わせた研修とした方がよい。
- ・早期確認型の査定は有効だと思うので、できるだけ本格運用を早く進めていただきたい。
- ・発注者懇談会の業務マネジメント部会で、人材の確保や評価方策をどうするかということも含めて議論しており、その議論の成果も活用し、人材の育成・確保について、直轄の事例を参考にすることも必要。

- ・市町村で大規模な災害が発生すれば、専門家派遣制度の話だけではなく、人的支援に繋がらなければ意味をなさず、結局は財源の問題になる。
- ・大規模災害時の仕組みとしては、国費による支援の他、会費をとって団体を立ち上げるやり方もあるし、保険で補填するという考え方もある。財源の検討が必要ではないか。
- ・地域独自の取り組みも重要である。人的つながりや地域の風土を理解した取組であり、全国一律の制度でカバーできるわけではない。また、派遣したときに顔が見える関係というのも重要。
- ・専門家等の派遣期間が半年から 1 年となれば良いと思うが、それができる人に対価が払われなければ現実的には無理。迅速に災害復旧事業を執行することが、国の利益であることの理解が必要。
- ・災害復旧事業は申請方式になっているが、大災害になったら国が出てやるしかなく、今は防災と国防をセットで考える時代だと思う。国がプッシュ型でやるのが制度上位置づけられたら、財源の問題はなくなると思う。
- ・防災協会の技術専門家は国庫負担法のエキスパートであっても、CM のエキスパートではない。県の建設技術センターや地域づくり協会の方が、中長期災害という場面で CMR を務めることを考えてはどうか。
- ・地方自治体としては、CM にかかる費用が災害復旧費の対象となるのが 1 番良い。それが難しい場合は、交付税の対象や、率の高い交付金などがあれば良い。
- ・受け入れ体制や支援者のスキルという事に関しては、支援者側において行政的なスキルがあるかどうか、受入側（自治体）において、民間支援のチェックが機能するのか懸念される。また、民間事業者が、平時から即派遣可能な人をどの程度保有しているかが心配。
- ・自治体では、CM 方式を活用した民間活用は経験がないこともありイメージがわからないという実態がある。東日本大震災などの取り組みを整理し、何が必要か伝える必要がある。
- ・技術センターなど、地元精通した民間と業者の中間なるような団体に入ってもらい地域性を活かすことが、公共団体側の視点に立った支援をする際に非常に重要。

- ・CM方式の導入には、長期間現地に滞在することが基本となるので費用は必要。その支援制度を整備しないと実現は難しいので、大規模災害を事例に、必要性について議論していくのが良い。
- ・市町村は人員不足で困るので、地元の測量設計業協会と結んでいる災害協定等を広域的にフォローするような体制、それを円滑に進められるようにしなければ、地元だけでは対応が難しいと思う。